R 2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事

(防球ネット改修工事)

図面番号	図 面 名
A-001	特記仕様書 1 (防球ネット改修)
A-002	特記仕様書2 (防球ネット改修)
A-003	付近見取図・全体配置図
A-004	展開図・詳細図
A-005	既存移動型ネットフェンス平面・立面・断面図

(体育館トイレ改修工事)

	管 工 事	建築工事		
図面番号	図 面 名	番号	図 面 名	
P-001	管工事仕様書	B-001	建築工事 特記仕様書 1 (体育館トイレ改修)	
P-002	衛生器具表及び和洋リモデル工法参考工程	B-002	建築工事 特記仕様書2 (体育館トイレ改修)	
P-003	池田高等学校辻校 配置図 仕上表他	B-003	池田高等学校辻校 配置図 仕上表 建具表	
P-004	池田高等学校辻校 トイレ管工事改修図	B-004	池田高等学校辻校 トイレ平面詳細図	

課	長	副課長	課長補佐	主	査	係	長	課	員	担	当

			● 下車 2	田高等学校辻校 三・井川	●図面番号	一級建築士事務所
	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		大 材			使用する工事を施工する場合,原則として県内産資材を使用し 由がある場合はこの限りでない.なお,WTO対象工事についっ う努めるものとする.
工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。		(世島東南) 板野和松区周囲並入子明日野0番の地先 金 属 (株) 旭金属 徳島市東沖洲 1 丁目12 7 1.0 km 0円/ な優良認定業者 徳島市東沖洲 1 丁目12 7 1.0 km		◎県内産資材の使用	ま田ナスて東土佐てナブ坦ム 原則しょっぽも変渉せるとつ。
- 主明 / 四本	由書を事前に監督員に提出しなければならない。		(有 筋) (中間処分)で度は認定者 (乗馬の部間子西京各2/51) (税) 徳島県環境整備公社 板野都公茂町豊久字朝日野6番の地先 (徳島東部) (藤島東部) (徳島東部) (徳島東帝) (藤田東帝) (藤田東帝) (藤田東帝) (藤田東帝) (藤田東帝) (藤田東帝) (藤		◎改標仕に記載されていない特別な材料の 工法による.	の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及で
	て選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、 徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理		(無助) (中間処分) 失馬布栗馬用-エ野46-2、49-2 コンクリート 徳島リサイクル工業(株) 阿波市阿波町学五明141-1 (有筋) (中間処分) 女優長設定業者 美馬市脇町学西素を2251 32.1 km 1,200円/	7	した書類を監督員へ提出しなけれ	
	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先し		コンクリート 前田道路(株)徳島合材工場 美馬市美馬町学上野48-1 (無筋) (中間処分) 美馬市美馬町学上野48-1 13.5 km 1,500円/	7	(5) 県内の森林から直接調達するなど、	書類を監督員へ提出しなければならない。 前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等で まなこない。
	・受注者は、「火土誘導者偏見動務美積報告書」を作成し、動務美積が傾認できる資料(動務伝票の与し) とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		種類 事業所名 <u>所在地</u> 運搬距離 処分単価(稅抜き	-	(4) 受注者は、県産木材を使用する前(こ、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の ま新れ監督員の提出しなければならない
	申の一面に Juin に自員契約を物結する場合は、自該を自員上中の安定を自該をに自員上中の一面に除る 二次以降の下請負人を含む。) も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)		・性未能表例が性類にという配を指定する。 地方計り来省の安化名。所任地 地方地の所任地 運搬距離 処理単価(税抜き)			Eの工事について、保座へ付以外の不付を使用する場合は、9 書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければ
	・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員動務実績調査の実施に協力しなければならない、また、対象エ 事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る		(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地		② ①以外において、徳島県内の森	:林で育成したことが確認された木材 -の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、リ
	 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 		については、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、 以下同じ、)に報告し指示を仰ぐこと、		木材」とは次のことである. ① 徳島県木材認証制度により、県	内産であることが「産地認証」された木材
	・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。		従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等 においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないもの		でない. (2) 「県産木材」とは, 「徳島県内の新	森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成
	一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられていない). 警備員は、延0人(昼0人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる.		(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に			投で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使り しなければならない.ただし,特段の理由がある場合にはこの
	◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、○日間配置すること・・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に		(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。		◎県産木材の使用	
	の施工計画書に添付し提出すること		◎発生材の処理等は、次により適正に行う.		◎受注者は、工事完了後、請負金額が500 「建設資材使用実績報告書」(電子データ)万円以上の工事において,「木材使用実績報告書」(電子デ- タ) を監督員に提出しなければならない.
	⑥本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年 以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種		して使用するよう努めなければならない、県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実 績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。		らない. -	
	ಕる.		◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先		「生コンクリート使用承諾願」, 「材料	・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には,発注前 料使用承諾願」,「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなけれ
	する。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合。現場 代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものと	4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること.		価名簿(最新版)」記載品を指すものとす	
	あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着 することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものと		とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。		1	ているものは,国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料
	排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出 ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業。		◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する		(1) 品質及び性能に関する試験データ (2) 法令等で定める許可、認定又は免	許を取得していること.
	◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10名)建設省経機免第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225分)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、 は以近よう機能制造的機能と使用である。14個人は、正常7点で連続性に対策を対象の支援機能とする。ただし、		特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と 必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	5. 材料・製品等	マーク表示のない材料及びその製造業	図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又 者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする. が数件されている。
	ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。		交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標準、安全施設等の設置所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止をし合いはならない。 株に、輸送級等による既然機能を付け、で帰来なたことなったがある場合は、単純物がかりなるの代表し	E +++++ 4=1 = ***	期間に発注者から支給することとする。	
	なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する.		◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、		に基づき提出することとする。なお、「	建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日ま
	現場に任人は、加上が場において、使用する主政技術のエネ及び全番等、同様性 に基づさ相定された建設 機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする. ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		を掲示し、工事しゅん工検査が終了する	Rの兄やすい場所に工事局子前までに「建設サゲイクル法地が るまで存置しておかなければならない。また,「建設リサイク 品の対象書類とし,「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築
	3年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械を使用するものとする。		1741年十成不多では、他担当世別同とするか、この期间においてり135元年以前上版形に175の年间と区内するよう努めるものとする。		その施工に特定建設資材を使用する新額	「MACE ALT TO THE CAR
	②本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成		(警報) する装置、ブームの高さを制限する装置等) 付きの車両を原則使用しなければならない、なお、 令和2年度未までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用す		◎建設リサイクル法通知済証の掲示受注者は、建設リサイクル法に基づく対	象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事
	(4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等		◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止		注意事項 :	
	(2) 補足説明書 (3) 特記仕様書		ンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		備品等名称: 保管場所:	\smile
	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレー		◎工事に影響のある範囲内の重要備品等	(有・無))
	を有したものを選定すること。		揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない、また、作業状況について、写真等の資料を 整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。			なければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリ
	◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指		らない。 受注者は、COBRISの入力におい	て,資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について,その
	③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)		む.) 又は貨物自動車から卸す作業(ローブ解きの作業及びシート外しの作業を含む.)を行うときは、当 該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない.		1	生資源利用促進計画書を作成した場合には,工事完了後速や7 及び再生資源利用促進実施書を作成し,監督員に提出しなけれ
	①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という.) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という.)		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ローブ掛けの作業及びシート掛けの作業を含		建設発生木材,建設汚泥又は建設混合 資源利用促進計画書を作成し,監督員(廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより の確認を受けなければならない.
用基準等	◎図面及び特紀仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。		さなければならない. 万一, 損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支 障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること.			事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定さ て,建設発生土,コンクリート塊,アスファルト・コンクリ-
項目	特記事項		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施		により再生資源利用計画書を作成し、	
築工事什样聿	・(防球ネット改修工事)		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、 位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。		一ト(二次製品を含む.), 土砂, 砕	[事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コン 石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する⁵ 一の建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」とし
			設置を含む) 着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けて から工事着手すること。		設省令第19号) 第8条で規定される工事	利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10 5. 又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設 5. (A) フェーン
			◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材			関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づ
期	工事完成期間は令和 2年 月 日とする.		汚染防止法,建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号),建設副産物適正処理 推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。		建設発生土搬出調書(様式3)を提出し に産業廃棄物管理票の写しを提示し	ンなければならない. なお, 監督員等の指示があった場合は直 なければならない.
事区分	建築工事一式		②工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気			工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業 -)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督:
	構造規模:H=10m, L=81.0m		②工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。			類の搬出先については、中間処理施設のみとする.木材につ 化施設への搬出を原則とする.
事種目	エ事内容: 既設H=5mの可動式金網フェンスをH=10mの防球ネットに改修する。		③工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顧写真を添付すること。			以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出する
事名称事場所	R 2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事 徳島県三好市井川町御領田	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。		なお、上記の処分場が徳島県優良産	の、減破を受されてことがある。 業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)(る場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること、ただ
					場合、処分単価の見積書の提出を求	

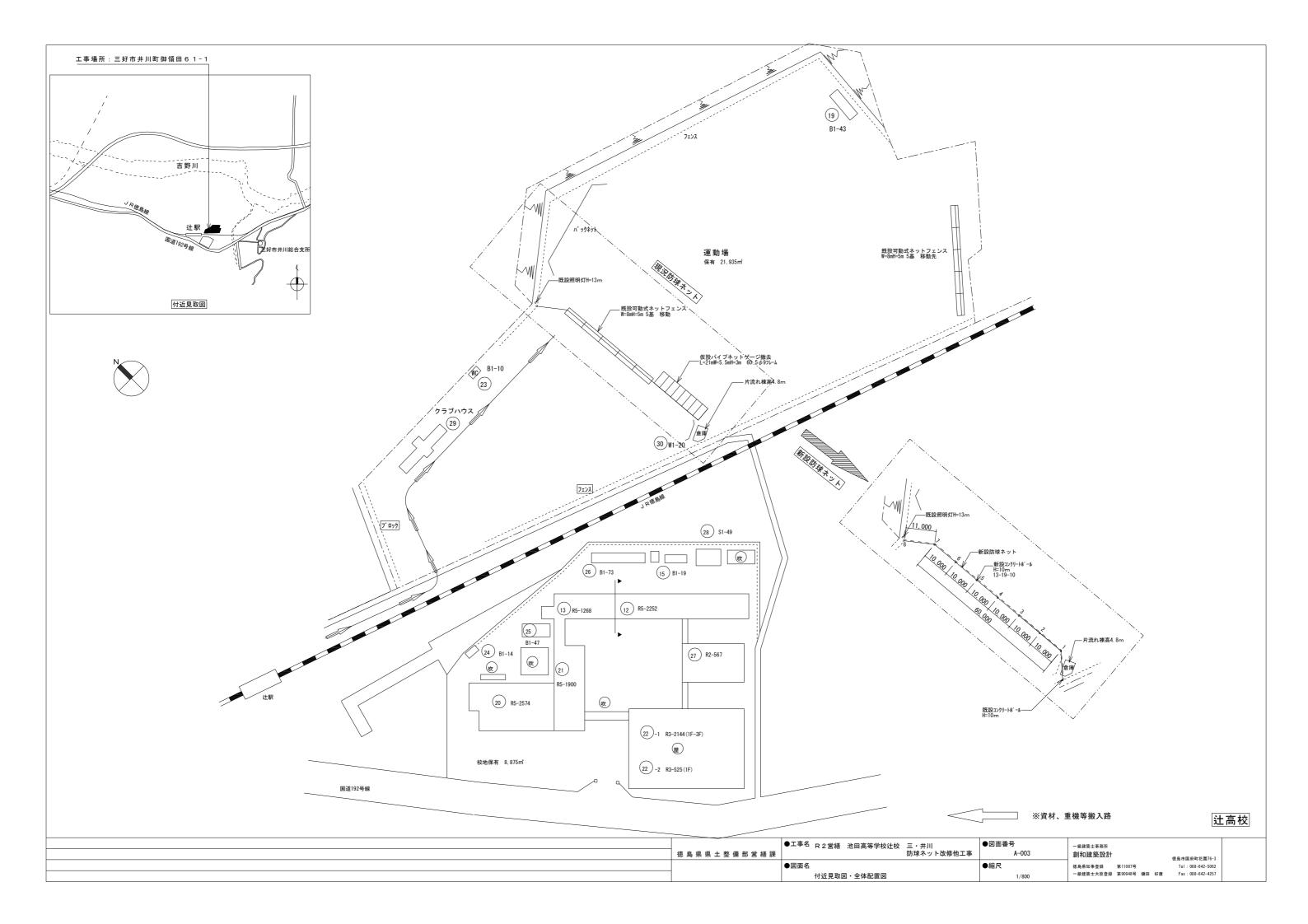
●図面名

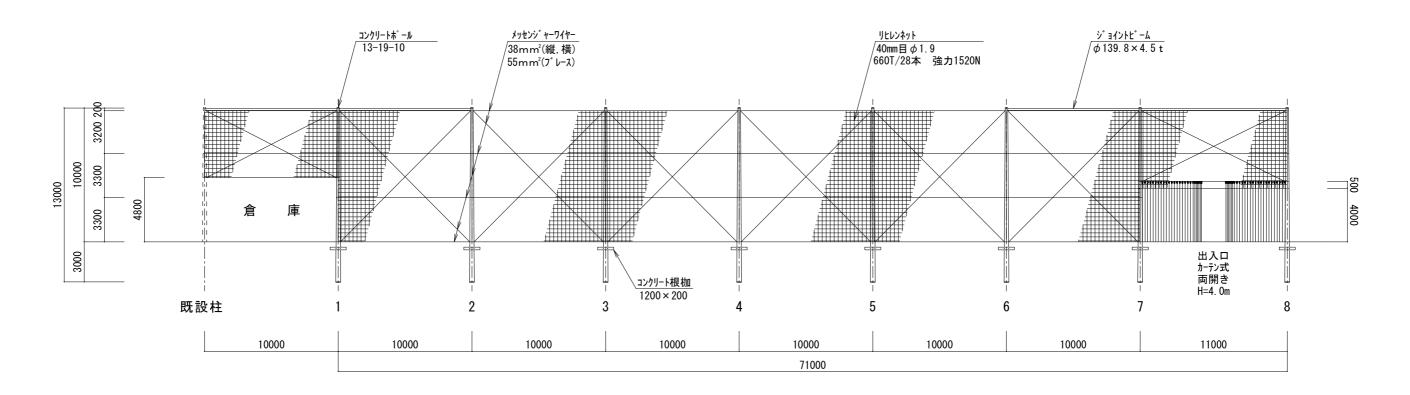
特記仕様書 1 (防球ネット改修)

●縮尺

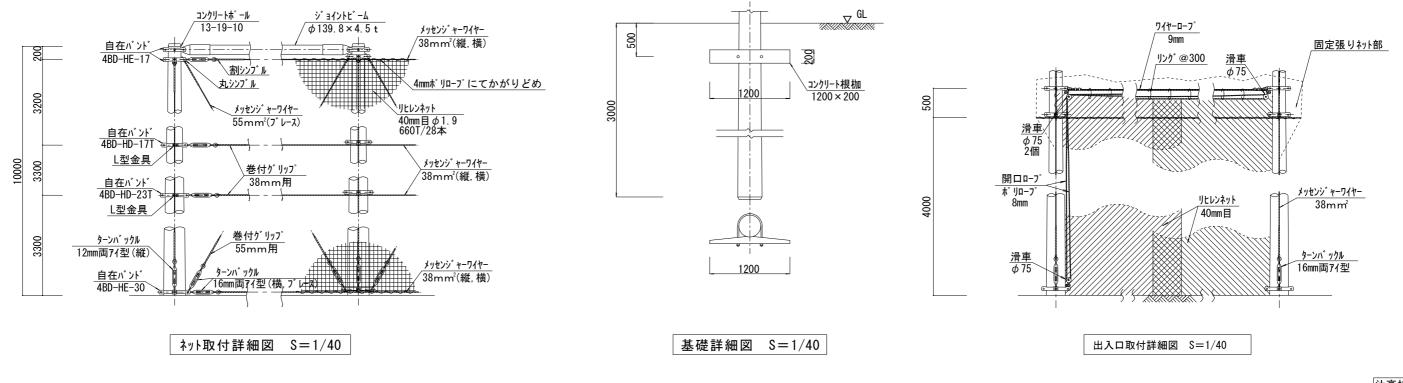
材料・製品等	(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内 産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければ ならない。	1 9. デジタル工事写真の小黒板章 情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。	4 1. 一般事項 章 解	◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
	(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督 員に提出しなければならない。	般共通事等	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について (県土整備部)」に記載された全ての内容を運用することとする。	游体 施工 工	◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
	県内産資材 (次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品	項 			◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。(1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
	② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内 産資材として取り扱う。	2 1. 一般事項章	◎着工に先立ち,敷地境界,既存構造物,敷地の高低差,地下埋設物の確認,近隣建築物及び工作物の現状確認,排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと.		(2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること)(3) 積み込み状況(車のナンバーブレートを写し込むこと)(4) 捨て場状況(車のナンバーブレートを写し込むこと)
	注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う. 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること.	設 2. 工事用用水、電力等 事	◎既存電力利用(出来る) ただし、施設管理者と協議すること。	2. 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。
	◎県内産再生砕石の原則使用 ※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		◎既存用水利用(出来る) ただし、施設管理者と協議すること.	3. 事前措置	◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。
	受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可におい て同じ.))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。	3. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	©同用地は、(用意していないので業者にて)設けること.	4. 地下埋設物·埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
	◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない、なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。	4. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる	5. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、(現場発生土)とする。◎埋め戻し高さは、GL±0~+180とする。(現状地盤高さに埋戻しを行う)
施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、 又は施設整備課へ問い合わせ、工事に適漏のないようにすること。		場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		◎整地範囲は解体建物の範囲とする.
	 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 		◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる 場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。	6. 墜落防止対策	◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、 安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。
工事検査及び技術検査	◎般計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、 承諾を受けて次の工程に進むこと。		◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。	5 1. 使用材料 章	◎コンクリートポールは遠心カプレストレストコンクリートポールとし、日本工業規格表示認定工場製品 (JIS A5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品)とする。 ・コンクリートポール
	◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、 監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	防 球 ネ	全長 (m) 末口径 (cm) ひび割れ試験荷重 (kN) 13.0 19.0 10
	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入れ工事に限り、これによらないことができる。	3 1. 根切り章	◎周辺の状況, 土質, 地下水の状態等に適した工法を採用し, 工事中の異常沈下, 法面の滑動, その他による災害が発生しないよう, 災害防止上必要な処置をすること.	ットエ事	- 防球ネット (高耐候性ネット) 目 合 より数 40.0mm目 φ 1.9 660T/28本 強力1520N
	当初請負対象額 一般入札工事 3千万円未満 1回 3千万円以上5千万円未満 2回 5千万円以上1億円未満 1回	土工事	◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。		・メッセンジャーワイヤー 38mm [*] (縦 横) 亜鉛メッキ付着量200g/m [*] 以上 (JIS G 3537 1種A級)
	1億円以上 2回 3回 3回 (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。		◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする.なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける.		・メッセンジャーワイヤー (ブレース) 55mm ² 亜鉛メッキ付着量230g/m ² 以上 (JIS G 3537 1種A級)
	◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。		- 巻付グリップ 38mm ³ 用 亜鉛メッキ付着量230g/m ³ 以上 (JIS G 3506) 55mm ³ 用 亜鉛メッキ付着量230g/m ³ 以上 (JIS G 3506)
	◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は当該工事現場の根切り土とし、機器により水はけよく締め固める。		・ジョイントビーム
完成図等	◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。◎電子納品:対象	4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ		φ 139.8×4.5t 溶融亜鉛めっき仕上げ付着量450g/m²以上 (JIS H 8641) ・ターンバックル、バンド
	◎提出書類・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A3版)	5. 建設発生土の処理	面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。 ©場内敷き均しとする。		付着量350g/m ² 以上 (JIS H 8641) ・ワイヤーローブ
	・工事写真(写真帳)部(着手前、竣工)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・保全に関する資料				9Φ (JIS G 3525) ◎金物類の亜鉛メッキ付着量の検査は、溶融亜鉛メッキ試験方法 (JIS H 0401) による工場試験証明書とする。 (標仕表14.2.2)
	◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること. 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を CD-Rに保存する。			2. 施工	©建柱は、オーガーによる掘削とする。(県内建柱業者とする。)
	◎工事写真の電子データはしゅんエ、着工前、資材、施工状況の順に整理する. しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が				◎建設発生土の処理は(場内敷き均しとする) ただし、詳細な場所は施設管理者と協議すること。
	写真で的確に確認できること。 ②工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。				◎メッセンジャーワイヤーの端部は、生徒が手を切らないようにビニールテーブ等を巻くこと。(H=2,500まで)
	区 分 サ イ ズ 着 工 前 カラー、手札版又はサービスサイズ 工 事 中 カラー、手札版又はサービスサイズ 竣 工 カラー、手札版又はサービスサイズ ③工事完成撮影は、専門家に(よらない)ものとする。				 ◎コンクリートボールは各社の仕様により構造計算を行い安全性を確認すること。 平均風速Vo=36m/s (建築基準法施行令第87条) ・租度区分 3 (建築基準法施行令第87条) ・土質・・・軟弱土質 (C) (配電規程) ※ジョイントビームのある場合とない場合を検討すること。
	◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」 に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」と いう。)すること。				

	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川	●図面番号	一級建築士事務所	
徳島県県土整備部営繕課	防球ネット改修他工事	A-002	創和建築設計	徳島市国府町花園76-3
	●図面名	●縮尺	徳島県知事登録 第11087号	Tel: 088-642-5062
1	特記仕様書2 (防球ネット改修)	_	一級建築士大臣登録 第90948号 鎌田 好康	Fax: 088-642-4257



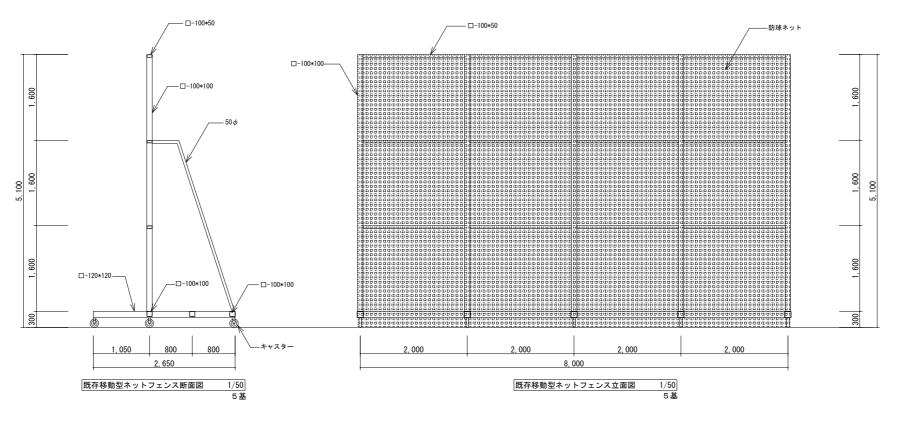


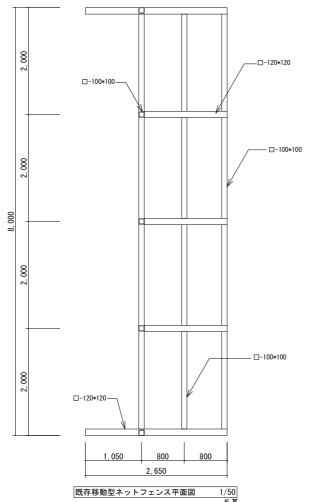
展開図 S=1/200



辻高校

- 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 A-004	- 級建築士事務所 創和建築設計	德島市国府町花園76-3
	●図面名	●縮尺	徳島県知事登録 第11087号	Tel: 088-642-5062
	展開図・詳細図	1/40 1/200	一級建築士大臣登録 第90948号 鎌田 好康	Fax: 088-642-4257





辻高校

	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 A-005	-級建築士事務所 創和建築設計	
心向示示工主順即占信杯		****	剧和建采取引	徳島市国府町花園76-3
	●図面名	●縮尺	德島県知事登録 第11087号	Tel: 088-642-5062
	既存移動型ネットフェンス平面・立面・断面図	1/50	一級建築士大臣登録 第90948号 鎌田 好康	Fax: 088-642-4257

管工事仕様書

| 丁事種日

	-,		_				
ĺ		種			目		工 事 概 要
	衛	生	器	具	設	備	図示位置の和式トイレを洋式化する工事一式.
							工法は和洋リモデル法による.
	撤		去	I		事	図示設備の撤去工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む.
- 官公署その他への届出手続等は(標仕〈1>1.1.3)により行う. なお, (監理指針〈1>1.1.4)を参考とする.
- 2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕〈I>1.2.2,〈I>1.2.3)
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う、結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、 品質計画にしたがって適切な処理を施す。
- また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる. (標仕〈1〉1.3.4, 監理指針〈1〉1.3.4)
- 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。 (JISマーク等表示品を除く) (標仕 <1> 1.4.2)
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 3. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕〈1〉1.1.8)による.
- 4. 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する.
- 5. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること.
- 6. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない.
- 7. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕〈2〉4.1.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 8. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する.
- 9. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う.
- (1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする.
- (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理するエレ

10. 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版) (建設大臣官房官庁営繕部監修) 」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版) (国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修) 」による.

- (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする.
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特配なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平	震度		特定0	D施設	一般の施設		
設置場所	機器種別		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
I BOW	機	器	2. 0	1.5	1.5	1. 0	
上層階, 屋上及び塔屋	防振支持の機	器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	
産工及い名座	水 槽	類	2. 0	1.5	1.5	1.0	
	機	器	1.5	1. 0	1.0	0. 6	
中層階	防振支持の機	器	1.5	1.5	1.5	1. 0	
	水 槽	類	1.5	1. 0	1.0	0. 6	
	機	器	1.0	0.6	0.6	0. 4	
1階及び地下階	防振支持の機	器	1.0	1. 0	1.0	0. 6	
	水 槽	類	1.5	1. 0	1. 0	0. 6	

(注) 上層階の定義は次のとおりとする.

- 2~6階の場合は最上階, 7~9階の場合は上層2階, 10~12階建の場合は上層3階, 13階以上の場合は上層4階重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする.
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に 取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

11. 各種荷重計算

- 対象機材 (・屋上,塔屋等に設置する機器・ 12. 強度計算
- 対象機材 (・配管及びダクト支持材・煙道支持材・ 13. コンクリート工事
 - 受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする.

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 1. 配管の吊り及び支持は,「標仕」及び「標準図」に従い行う.(標仕〈2>2.6.1,〈2>2.6.3)
- 2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す
- 3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う. (標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
- 4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する、埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う、(標仕〈2>2、7.1、監理指針〈2>2.7.1)
- 5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を、床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用する
- 6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- 7. スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.27)による. 貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による. なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる.
- 8. 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する
- 9. 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする. ただし、特記部分は JIS-10Kとする.
- 10. 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする、給水管の床下、暗渠内及び屋外露 出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 11. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 12. 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- 13. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外
- 14. あと施工アンカーボルトの選定については、次による.
- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を 行う. (・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置 ・)
- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする.
- 15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。 (・ダクトスペース、パイプシャフト内 ・
- 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない、 硬質塩化ビニル管にカラーバイブを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。 次の部分の露出する雷線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- (·一般居室 廊下等 ·
- 亜鉛めつき金属電線管はエッチングプライマー1種 (JIS-K-5633) による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする. 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする.
- 16. 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う. (塩什 く2)2 9 1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む、(標性 〈5/2、1、1)
- 18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針(5>2.1.1)
- 19. 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる.
- 20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標任 <1>1.7.4) なお、屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有す
- なお、屋外及び水気のある場所(牙柄内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、パルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 21. 機材の検査に伴う試験については、標仕〈1〉1.4.6により行う. 製造者において試験方法を定めている項目については、試験を終われば、サービス
- 22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する. 現地据付に際しては「据付検査 要領」を提出する.
- 23. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする. 「本体構造等」(標仕〈8〉3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする.
- 24. 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの銅板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 25. 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする. 低圧屋内配線. 弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う.

V. 使用材料(管材)

用 速	名	田 芍	順 考
給水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
11	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
<i>II</i>	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
"	耐火二層管(内管VP)		
排 水(衛生器具接続部)	TARR 12 11 15 11, 12 = 11 fbs	110 V 0741	VP
" (屋外)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	銅管(Mタイプ)	JIS H 3300	
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	保温付被覆銅管	原管	
" (コンクリート埋設部)	被覆銅管	JIS H 3300	
消火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
/1:L 100 = D> D.	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
"(地中埋設部)	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

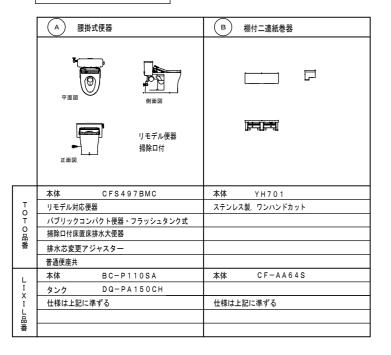
VI. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する 品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること、
- (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること.

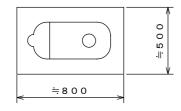
品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製),無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ, 立形遠心ポンプ, 水中モーターポンプ(汚水用, 雑排水用, 汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク, ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形, ボルト組立形)
	密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁桝ふた

	●工事名 R2 営繕 池田高等学校计校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号
徳島県県土整備部営繕課	R2宮緒 池田高寺学校辻校 ニ・开川 防球ネット改修他工事	P-001
	●図面名	●縮尺
		NON
	管工事仕様書	NUN

衛生器具参考姿図

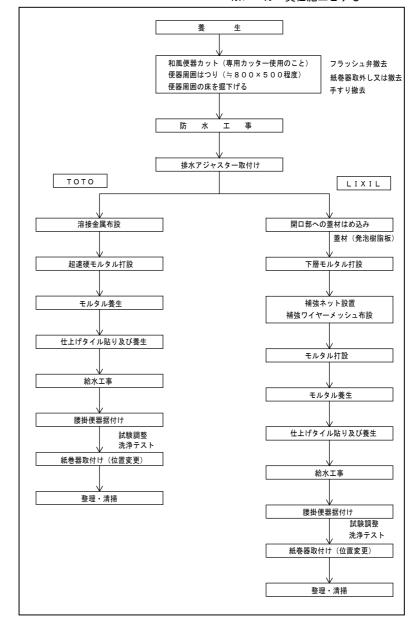


1. 和洋リ	モデル工法による和風便器から洋式便器に取り替える工事
2, 給水管	は、床面露出配管とする。(固定共)(銅製クロームメッキ管等)
3, 既設紙	巻器位置変 更
	・既設取外し再取付
	・既設撤去のうえ新設
4, 既設擬	音装置位置変更
	・既設撤去し裏ボックスに化粧フタ取付
	・新設は乾電池タイプの露出形を新設
5, 既設手	すりは、撤去とする。
6, 各器具	撤去あとは,化粧ビス等にて処理を行う。
7, 床面は	、既設仕上げ状態(タイル貼り等)に合して復旧のこと。(建築工事)
8, 紙巻器	等を新たに取付ける場合は、コンクリート壁側に取付けのこと。
新たに	プースを新設する所は,取付け補強板を建築と打合せのうえ取付けること。
止む得	──

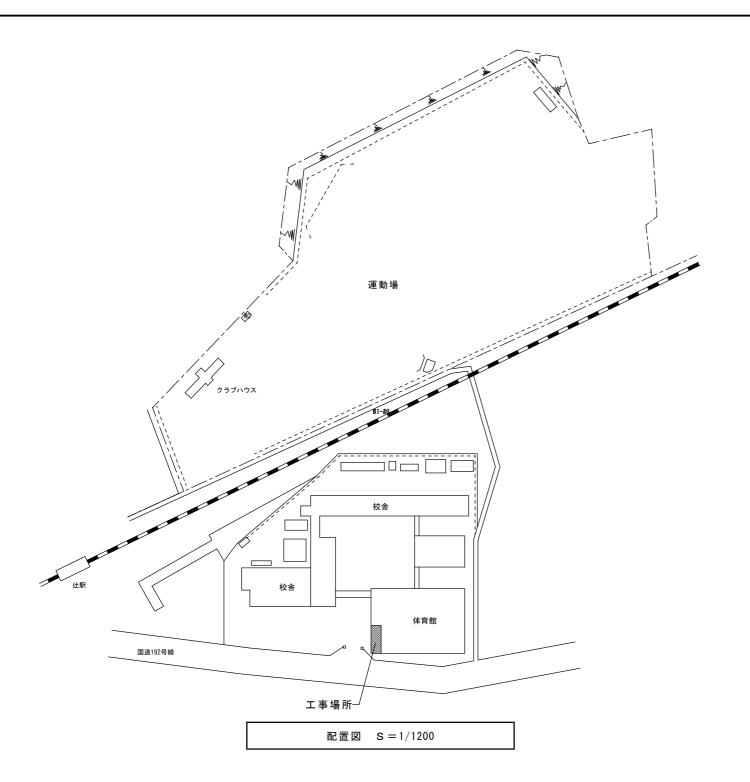


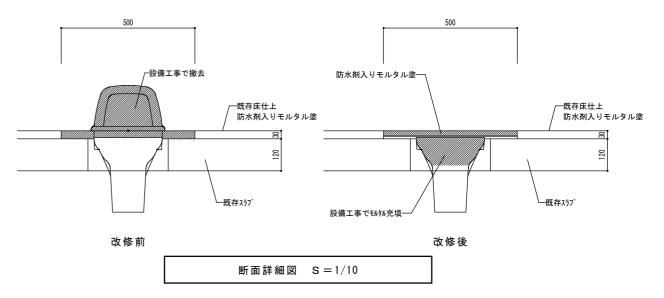
既設便器周りタイルはつり補修範囲図 1/20

和洋リモデル工法(メーカー標準工法・参考工程) ※メーカー責任施工とする



徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 P-002	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司	
	●図面名 衛生器具表及び和洋リモデル工法参考工程	●縮尺 1/20	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878	

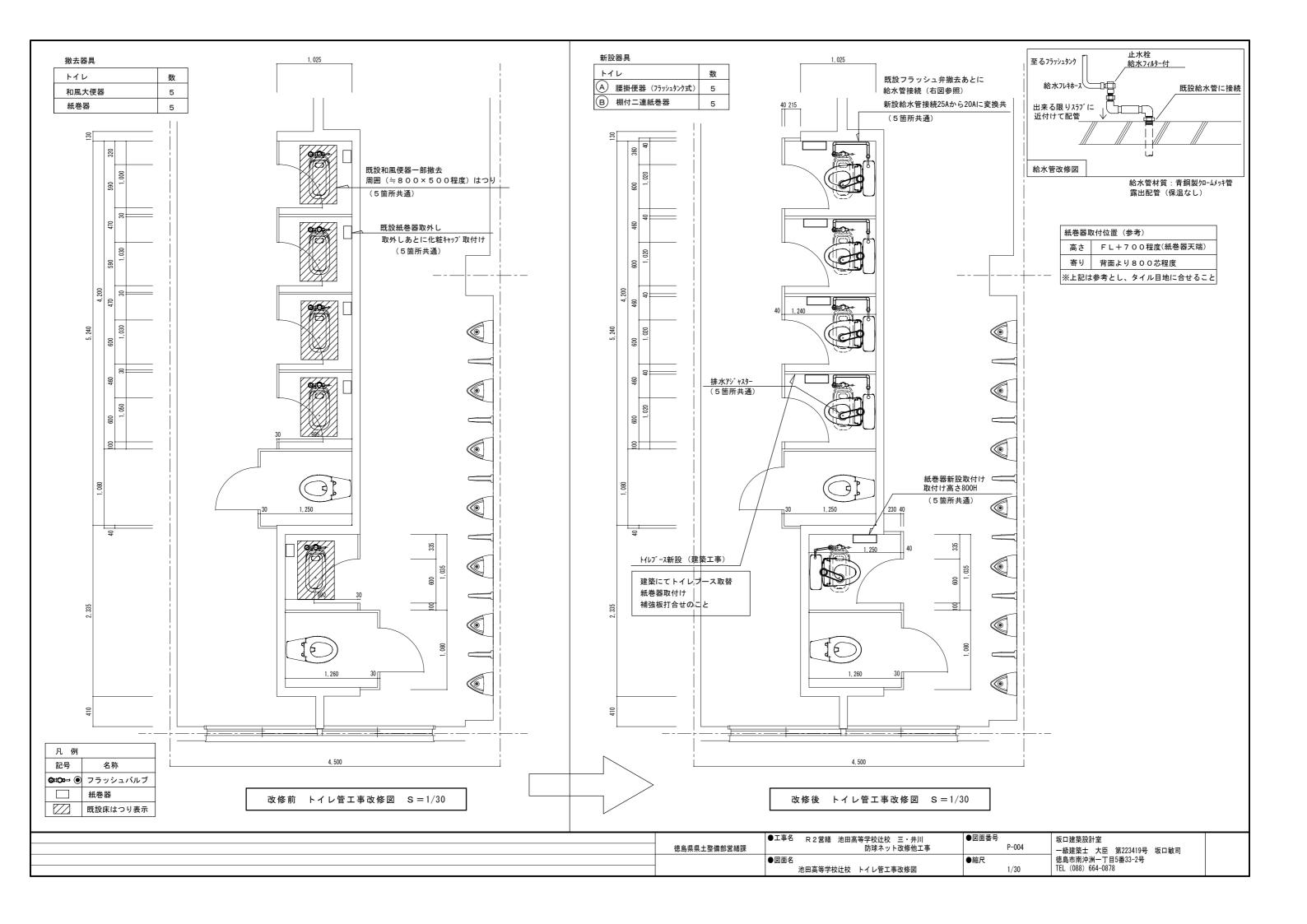




仕上表及び改修内容一覧表

室 名	床(建築工事)	備考(建築工事)	和式便器から 洋式便器に取替数	記号B 紙巻器新設	既設紙巻器 撤去
男子トイレ	モルタル金コテ塗(500×800)防水剤入り	トイレブース取替	1	1	1
女子トイレ	モルタル金コテ塗(500×800)防水剤入り	トイレブース取替	4	4	4

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 P-003	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
		●縮尺	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号
	池田高等学校辻校 配置図 仕上表他	1/1200 10	TEL (088) 664-0878



I.	工事概要			章		項	B				特 記 事 項		
	1. 工事名称		R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	 - 章	4	. 工事現場管理	₫		すの処理等は、次により道 E事による発生材のうち、		法に基づく物及び有価材と判断される	物についてに	よ、報告及び
	2. 工事場所		徳島県三好市井川町御領田					1 -	き渡しを要する.	-=	70 L o T L 70 T II M 100 L 7 L M 70 L		······································
	3. 敷地面積		m [*]	般				B	目する法律 廃棄物の処理	及び清掃に	,資材の再生資源化等に関する法律,資料 ・関する法律,建設副産物適正処理推進。 発生する産業廃棄物を保険する場合。ま	長綱その他間	関係法令等(
	4. 工事概要		体育館トイレの和式トイレの洋式化に伴うトイレブース改修など	通事				従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。					
	5. 工事区分		建築工事一式	項				1	以下同じ.)に報告し指示 放去物の種類,規模,構造		、養生方法、発生材の処分場を記載する	5.	
	6. 工 期		工事完成年月日は令和 年 月 日とする.										
								種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良産廃 処理業者		運搬距離 (km)	処分費 (税抜き)
	建筑工事	4. 世書	(体育館トイレ改修工事)					廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)	t	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	74. 4km	22, 700F
								金属	(株) 旭金属	0	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	71. 0km	0 円/t
章	項	目	特 記 事 項							1	10 m/1/////// 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
_	1. 適用基準等		◎設計図書の優先順位は、次の順とする。(1) 質問回答書(②)から(5)に対するもの)					<u> </u>					
章 一 般			(2) 補足説明書(3) 特記仕様書(4) 図面(5) 公共建築改修工事標準仕様妻(平成31年版)等					# **	場合, 処分単価の見積書の にお, 上記の処分場が徳島	提出を求め 県優良産業	ても差し支えないが、増額変更の対象 る の、減額変更を行うことがある。 は廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分 場合は原則として優良産廃処分業者にす	}業者」とし	いう.)に
共通			◎施工条件は次による.					1	*般の事情により優良産廃	処分業者以	外の処分場で処分を行う場合は、理由語	を監督員	に提出する
事項			・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業								iの搬出先については,中間処理施設の∂ .施設への搬出を原則とする.	yとする. 7	材につい
			中は原則施工できない、また、休日においても施設管理者より作業中止 の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事の工事時間は、学校と協議の上、行うこと。					1 1	切は産業廃棄物管理票(マ	ニフェスト)	事にあたっては、建設発生土は建設発生により、適正に処理されているか確認でなければならない。なお、監督員等の割	tるととも1	こ、監督員

5. 工事区分	建築工事一式		(3) ‡	散去物の種類,規模,構造	撤去方法,	養生方法、発生材の処分場を記載する	5.		
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする.								◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこ
			種 類	処分許可業者の会社名			運搬距離 処分費		なうこと
			- ···	(処分区分) (財) 徳島県環境整備公社		処 分 地 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	(km) (税抜き)		届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること. 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること.
11 建筑工車什样書	・ (体育館トイレ改修工事)		廃プラ	(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	74. 4km 22, 700円/ t		◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課
			金属	(株) 旭金属	0	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	71.0km 0 円/t		◎方園女主側主法第00家に基づく届け近の安省に関わらり、た場を改直りる場合は、使用開始的に各種は指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
章 項 目 1. 適用基準等	特記事項					10000000000000000000000000000000000000			○ 巫汁・本は、言さばた」との体ででかかますにこ相合は、膝体性にに切きし、か乗口左に「膝体性にて」。 b
一 1. 適用基準等	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)								◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
章	(2) 補足説明書					ても差し支えないが、増額変更の対象と	とはしない. また, この		
_	(3) 特記仕様書 (4) 図面					減額変更を行うことがある. 養棄物処理業者(以下, 「優良産廃処分	分業者」という.)に認	3. 養生	◎既存部分の養生範囲は工事を行う室、資材搬入経路とする. (養生方法:シート敷き等)
般	(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等		1 .	, , , , , , , , , , , , , , , ,		場合は原則として優良産廃処分業者に <mark>変</mark> 外の処分場で処分を行う場合は、理由書			©既存部分の家具等の養生範囲は工事を行う室、扉の無い出入り口、資材搬入経路とする.
共 通	◎施工条件は次による.		Ī	治版の争同により変反性焼! と.	处万未有以?	外の処方場で処方を行う場合は、珪田書	音を監督員に旋田9 句に		(養生方法: ビニルシート張り)
事」	・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。					の搬出先については、中間処理施設のみ	みとする. 木材について	4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) ・ 設けない
<mark>県</mark>	・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業 中は原則施工できない、また、休日においても施設管理者より作業中止					施設への搬出を原則とする. 事にあたっては,建設発生土は建設発生	上土搬出調書,産業廃棄		
	の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。					こより、適正に処理されているか確認す		5. 工事用用水,電力等	◎既存電力利用(出来る 出来ない),電力料金(有償・無償)
	・本工事の工事時間は、学校と協議の上、行うこと. ・全面道路は通学路であるため、工事車両は通行時間は、学校と協議の上決定する			建設先生工版出調書 (棟丸3 こ産業廃棄物管理票の写し		いければならない. なお, 監督員等の指 ければならない.	日本がめつに場合は辿り		ただし、施設管理者と協議すること。
	・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の	0 1144 64 17 64		*;_ # m _ 7 7 10 00 11 00 00 1	an a l m de l	- H	7 + 0 1 170771 110		◎既存用水利用(出来る (出来ない), 用水料金(有償・無償)
	作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認 を行う.	6. 材料・製品等				こ規定する所要の品質及び性能を有する よ,次の(1)から(3)の事項を満たすもの		6. 工事車両用駐車場	◎同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて)設けること。
	◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年			品質及び性能に関する試験 法令等で定める許可、認定				資材置場	
	◎本工事で使用9 る建政候機(労働女主判主法により特定自主検査が表現のプレラルにいる建政機械)は、「平 以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種			法市寺で定める計可、認定 製造又は施工の実績があり				現場事務所用地等	
	の施工計画書に添付し提出すること.					るものは、国土交通省大臣官房官庁営約	善部監修「建築材料等評		○可込む(よりなな) (新見) Aは、(オテロロ) コープエロ本サショネ(よい) マーア語() (」 本語型
2. 工事関係図書	◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		1四名2	簿(最新版)」記載品を指す [∙]	もいとりる.			7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる
						, フローリング, 再生木質ボード(パー 生に係る確認(「産地認証」及び「品質			場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底する				,	エに床る確認(「産地配証」及び「品質 給上など正当な理由により確保が困難で			たたし、特权の柱田がある場合はこの成为でない。
	- Z ε.			は監督員と協議するものと		の承諾を得るものとする. 木についての合法性に係る確認は,林野	軽度作成の「★サ・★サ		◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる
	◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。					ガイドライン(平成18年2月15日)」に当			場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
	◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気					. ただし,平成18年4月1日より前に伐抗 の確認については,平成18年4月1日のB	I		ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
	汚染防止法,建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号),建設副産物適正処理		管し	ている者が証明書に平成18	年4月1日よ	り前に契約を締結していることを記載し			◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
	推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。		ドラ・	インに定める合法な木材で	あることの	証明は不要とする.			〇洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
4. 工事現場管理	◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先				な材料の仕	様・工法は、監督員の承諾を受けて、当	当該製品の仕様及び指定		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	して使用するよう努めなければならない、県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実 績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。		工法	による.					女性が利用しやすい仮設トイレのこと.
	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。								
	- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資								
	格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者と								
	する.								
1 1		1	1				I	1	

⑥着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、 排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という.)に適合す

◎仮設機材及び軽牛仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

一般事項

2. 足場等

仮設工事

●工事名 R 2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川
では、R 2 音編 が出 高等子校社校 = * 弁別
が原子は、
建築工事 特記仕様書 1 (体育館トイレ改修) NON TEL(088)664-0878

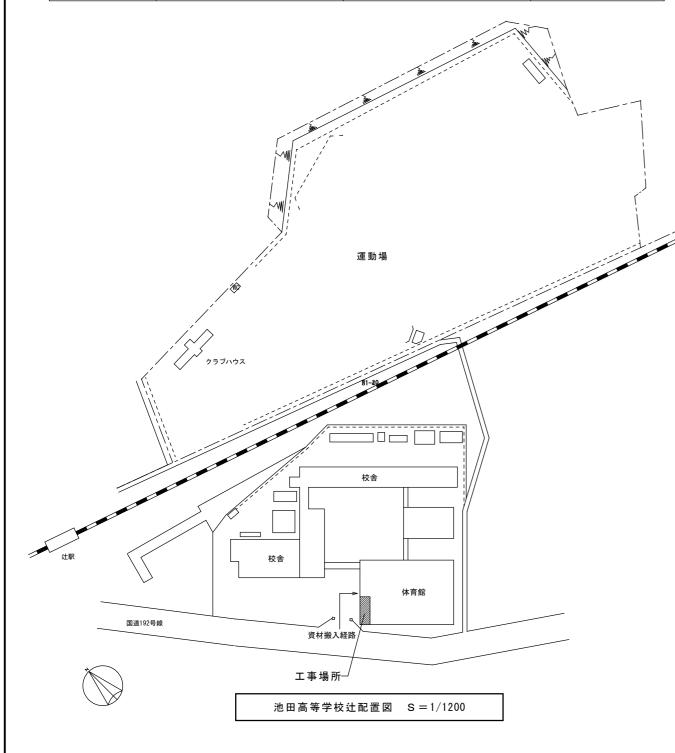
章	項目	特記事項 章	項目		特 記 事 項	1 :	章 項 目		特 記 事 項
무	1. 一般事項	付 記 争 坂 ②保護層,防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること.	1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の	調査を行い、設計図書と照合し、支障があ		무 서 그		付 記 爭 埃
三章 防水改修工事	2. 改修工法の種類及び工程 3. 既存下地の補修材料			員に報告し、指示を受けること。 ②各部の撤去により、下地及び構造躯し指示を受けること。 施工箇所 仕上げの種 金コテ ③防水モルタルに用いる防水剤の使用	有				
	4. 漏水試験	◎屋内については、漏水試験を行う.							
	1. 一般事項	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。							
四章		◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による.							
建具改修工事	2. 改修工法等	区 分 かぶせ工法 撤去工法 撤去の範囲 図示 既成建具の種類 トイレブース 新設建具の種類 トイレブース 建具周囲の補修工法及び範囲 シーリングの種類 サッシアンカー 養生範囲							
	3. トイレブース	学校名 表面材の種類 脚部 ドアエッジ 形状 形状 材質 池田高等学校辻校 メラミン樹脂系化粧板 幅木タイプ R アルミ							
	<u> </u>	·	·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	
					徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 2 営繕 池田		●図面番号 - 改修他工事 B-002	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
						●図面名		●縮尺	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号

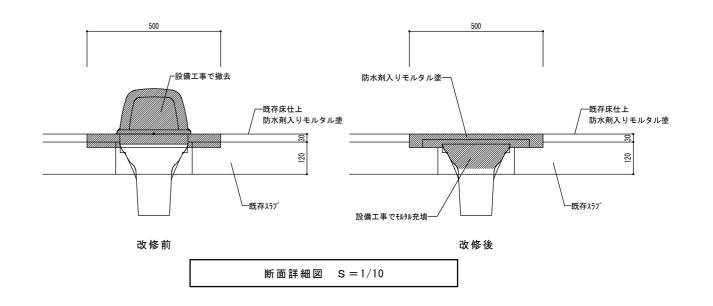
●図面名

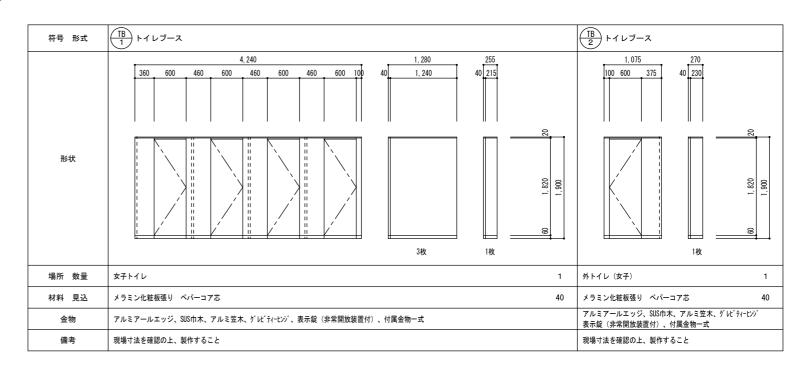
・ 建築工事 特記仕様書2 (体育館トイレ改修) ●縮尺



室 名	床	備考	和式便器から洋式便器に取替数
男子トイレ	モルタル金コテ塗(500×800)防水剤入り	トイレブース取替	1
女子トイレ	モルタル金コテ塗(500×800)防水剤入り	トイレブース取替	4







- 徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 B-003	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
		●縮尺	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号
	池田高等学校辻校 配置図 仕上表 建具表	1/1200 50	TEL (088) 664-0878

